

体育館の **利用時間短縮について**

【期 間】

令和3年1月14日(木)～当面の間

大阪府に対して緊急事態宣言が発出されたため、体育館の夜間区分の利用は、午後8時までといたします。

利用時間短縮に伴う利用料金の減額は
ありません。

なお、利用を自粛される場合は、事前にご連絡をお願いします。

急な決定となり、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解の程、よろしく願い申しあげます。

今後の情報は、市ホームページ等で随時、ご案内をさせていただきます。